

議員提出議案第一号

箕面市議会事務局条例改正の件

箕面市議会事務局条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年三月十八日提出

|         |       |
|---------|-------|
| 箕面市議会議員 |       |
| 藤田貴支    |       |
| 同       | 村川真実  |
| 同       | 山根ひとみ |
| 同       | 桃山悟   |
| 同       | 中西智子  |
| 同       | 田中真由美 |
| 同       | 中嶋三四郎 |

箕面市条例第 号

箕面市議会事務局条例の一部を改正する条例

箕面市議会事務局条例（昭和三十一年箕面市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「休職者」の下に「、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている職員」を加え、「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

育児休業及び配偶者同行休業をしている職員を定数から除くため、本条例を改正するものである。